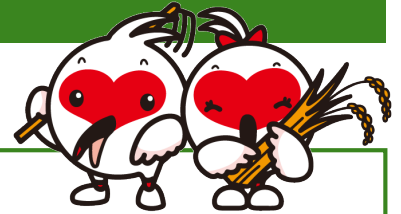


特別栽培農産物及び有機農産物の 拡大に取り組む農業者を支援します

～新潟県みどり計画実践加速化支援事業のご紹介～



1 支援の内容

- 化学肥料から有機質資材等へ転換するなど、販売農家が特別栽培農産物等の生産拡大に要する掛かり増し経費について、拡大面積に応じて**10aあたり最大7,500円**（※1）を助成します。

※1 全県の申請総額が県の予算額を上回る場合、助成単価を調整します。

支援の対象となる取り組み

- 令和7年産の特別栽培農産物等の作付面積を、6年産より1a以上拡大すること
- 令和8年産の特別栽培農産物等の作付面積を、7年産より1a以上拡大すること（※2）

※2 R7年産がR6年産作付面積と比べ減少した場合は、R8年産がR6年産作付面積を上回る分を支援します。

特別栽培農産物等は、以下のいずれかに該当するものが対象です

- 国の「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に基づく特別栽培農産物（※3）
- 新潟県特別栽培農産物認証制度や市町村・JA等から第3者認証を受けた特別栽培農産物（※3）
- 有機農産物 **※JAS法に基づく登録認証機関の認証を受けたもの**

※3 特別栽培農産物は、新潟県が定める地域慣行栽培基準が設定されている作物に限ります。
＜新潟県が定める地域慣行栽培基準及び特別栽培農産物使用基準＞
<http://www.niigata-ninshou.jp/nousan/nousanlist.html>

2 申請を希望される方

計画申請の前に要望調査を実施します。**令和7年10月10日（金）までに**「問い合わせ先」に下記事項をご連絡、もしくは「申し出フォーム」に入力してください。

●令和6年産と比較し、令和7年産の特別栽培農産物等の作付拡大面積

●令和7年産と比較し、令和8年産（※）の特別栽培農産物等の作付拡大面積

※令和7年産が令和6年産と比較し拡大していない場合のみ、令和6年産と比較し拡大面積が助成対象になります。

※正式な申請は12月となります。その際には、別途申請書や必要書類をご案内します。



←申し出フォーム

(<https://logoform.jp/form/P5EF/1141558>)

3 注意事項

- 計画した拡大面積に達しなかった場合、未達面積分の助成金は返還となります。
- 実績面積が計画面積よりも多くなった場合であっても、計画面積が助成金の上限となります。
- 計画申請後の拡大面積の増加申請はできません。
- 本事業は、新潟県の予算の範囲内で採択の可否が決定されるため、要件を満たしていても採択されない場合があります。
- 今後のスケジュールについては、下記をご覧ください。また、申請に必要な書類等は計画申請時にご連絡いたします。

4 スケジュール

～令和7年10月

●要望調査✕切

令和7年12月頃

●計画申請✕切

令和8年3月頃

●実績報告✕切、助成金交付（予定）

令和8年12月頃

●達成状況報告✕切

事業やスケジュールの詳細は、以下の問い合わせ先にお問い合わせください



問い合わせ先

長岡市農林水産部 農水産政策課 農産係

〒940-0062 新潟県長岡市大手通2-2-6 ながおか市民センター5階

電話：0258-39-2223 Mail：nousei@city.nagaoka.lg.jp